

令和 2 年 5 月 15 日  
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
 「牛乳乳製品統計調査業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	農林水産省
事業概要	牛乳処理場及び乳製品工場を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。 請負範囲は、牛乳乳製品統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第 1 報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査対象への謝礼支給に係る業務。
実施期間	平成 28 年 11 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの 5 年 3 ヶ月間
受託事業者	株式会社 インテージリサーチ
契約金額（税抜）	39,000,000 円 （1 調査年当たり：7,800,000 円）
入札の状況	3 者応札（説明会参加＝4 者／予定価格内 3 者）
事業の目的	牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的としている。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 9 回統計調査分科会（平成 19 年 11 月 26 日開催）において、民間事業者を活用できる業務については可能な限り活用していくこととし、民間事業者が受託可能と判断した統計調査業務を選定したものである。 基本方針に掲載された年度：平成 19 年度 市場化テスト事業としての事業実施回数：4 回 新プロセスに移行した年度：平成 25 年度

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

## 2 検討

### (1) 評価方法について

農林水産省から提出された平成 28 年 11 月から令和元年 12 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	確保されるべき水準	評価
	スケジュールどおり確実に業務を実施すること	<p>適</p> <p>平成 29 年調査から令和元年調査までにおける業務は、「事前準備」、「実査」、「審査」、「集計」等の各工程における作業方針及びスケジュールを示し、あらかじめ農林水産省と調整した計画に沿って実施要項に定める納入期日（基礎調査：毎年 2 月 25 日、月別調査：毎月 18 日）に遅延することなく確実に実施された。</p>
照会対応業務においては、民間事業者が作成する問い合わせ、苦情マニュアルに沿って対応すること	<p>適</p> <p>民間事業者において、「問合せ、苦情マニュアル」を作成し、担当者への研修を随時行いつつ専属要員の適正な配置、育成を実施。また、データベースを構築し、事務局内での情報を共有した。</p> <p>なお、問合せ・苦情対応数は以下のとおり。 （実績）</p> <p>基礎調査</p> <p>平成 29 年調査 : 49 件（うち苦情：0 件） 平成 30 年調査 : 13 件（うち苦情：0 件） 令和元年調査 : 19 件（うち苦情：0 件）</p> <p>月別調査</p> <p>平成 29 年調査 : 163 件（うち苦情：3 件） 平成 30 年調査 : 95 件（うち苦情：2 件） 令和元年調査 : 119 件（うち苦情：2 件）</p>	

	<p>調査票の回収率が 100%であること</p>	<p>適</p> <p>基礎調査           回収率 (%) (回収/配布)</p> <p>平成 29 年調査   : 100% (575/575 枚)</p> <p>平成 30 年調査   : 100% (575/575 枚)</p> <p>令和元年調査    : 100% (571/571 枚)</p> <p>月別調査</p> <p>平成 29 年調査   : 100% (4, 202/4, 202 枚)</p> <p>平成 30 年調査   : 100% (4, 176/4, 176 枚)</p> <p>令和元年調査    : 100% (4, 222/4, 222 枚)</p>
	<p>調査票、第 1 報の統計表及び報告書統計表の審査・検討は、審査事項の一覧表の審査項目すべてについて行うこと</p>	<p>適</p> <p>回収した調査票を農林水産省が作成した審査事項一覧表を基に民間事業者が作成したプログラムで審査を実施し、的確に実施された。</p> <p>(疑義照会実績)</p> <p>基礎調査</p> <p>平成 29 年調査   : 367 件</p> <p>平成 30 年調査   : 461 件</p> <p>令和元年調査    : 443 件</p> <p>月別調査</p> <p>平成 29 年調査   : 3, 963 件</p> <p>平成 30 年調査   : 3, 997 件</p> <p>令和元年調査    : 4, 067 件</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>業務の実施状況を踏まえ、民間事業者から「調査票の記入の仕方」に調査対象から疑義照会において質問があった調査事項の品目分類（仕分け範囲）に関する補足説明を追加すること、当該補足説明に係る注意喚起資料を作成し、全調査対象に配布したい旨の提案があり、記載を許可したことにより、調査対象者の理解が改善され、効率的な審査が実施できた。</p>	

### (3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較して 54.2%（年平均 10,041 千円）減少しており、効果があったものと評価できる。

従来経費 (A)	92,635 千円 (平成 20 年調査の実施経費の 5 か年分) 18,527 千円 (平成 20 年調査実施経費)
実施経費 (B)	42,429 千円 (平成 29 年から令和 3 年調査までの 5 調査年分) 8,486 千円 (1 調査年分)
増減額 (C) = (A) - (B)	50,206 千円 10,041 千円 (1 調査年分)
増減率 (C/A×100)	54.2 %減
民間事業者からの改善提案	農林水産省が作成した審査事項一覧表を基に作成したプログラムで審査を行ったことに加え、オンライン調査の推進を行ったことにより、第 3 期 (平成 26 年度調査から平成 28 年度調査まで) は、基礎踏査 40.9%、月別調査 51.2%であった回答率が、第 4 期 (平成 29 年度調査から令和元年度調査まで) には、それぞれ 51.3%、63.8%と上昇したことにより、調査対象者に配布する調査票等の配布資材の印刷部数等の削減、データ入力・審査等に係る人件費の削減等が図られ、効率的な運用により 5 割削減につながったもの評価できる。

注 1 : 従前経費 (A) は、市場化テスト導入前の平成 20 年調査の実施経費。

注 2 : 実施経費 (B) は、平成 29 年調査から令和 3 年調査までの契約金額 (税込)。

注 3 : 実施経費 (B) には、国が実費を負担する謝金は含まれていないため、従前経費 (A) の平成 20 年調査の実施経費は謝金を除かれている。

#### (5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成 29 年調査、平成 30 年調査、令和元年調査の 3 か年とも全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、「調査票の記入の仕方」に調査対象から疑義照会において質問があった調査事項の品目分類 (仕分け範囲) に関する補足説明を追加する等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、54.2%削減されており効果があったものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方が実現・達成されたものと評価できる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、農林水産省に設置している外部有識者 3 名で構成される「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」等において、事業実施状況のチェックを受けている。

(6) 今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、農林水産省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。